

令和4年9月定例会 総務委員会（付託）

令和4年9月28日（水）

〔委員会の概要 政策創造部関係〕

増富委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（13時02分）

これより、政策創造部関係の審査を行います。

政策創造部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 新たな総合計画「長期ビジョン（骨子案）」及び「中期プラン（イメージ）」について（資料1，2，3）

村山政策創造部長

この際、1点御報告させていただきます。

新たな総合計画、長期ビジョン（骨子案）及び中期プランのイメージについてでございます。

現在、策定作業中の新たな総合計画は、長期ビジョン、中期プラン、行動計画の三層構造としており、今回、長期ビジョンの骨子案及び中期プランのイメージについて御報告させていただきます。

お手元の資料1、新たな総合計画、長期ビジョン編構成案を御覧ください。

まず、資料の左側、時代の潮流としまして、本県の2060年頃の将来ビジョンを考える上で踏まえるべき項目を大きく6点挙げております。

最上段、「新型コロナウイルス感染症」の世界的大流行としまして、新型コロナウイルスの影響が長期に及ぶ中、県民の暮らしと命や事業者の業と雇用を守り、アフターコロナ、さらにその先のポストコロナ新時代を見据えた取組が重要となっております。

2、進行する人口減少・少子高齢化としまして、人口減少が深刻化する我が国では、持続的に成長できる分散型国土の創出や多様な個性が活躍し、共存できるダイバーシティ社会の実現が重要となっております。

3、高まる自然災害リスクでは、激甚化、頻発化する風水害や迫り来る巨大地震のリスクが高まる中、老朽化するインフラの維持管理、事前復興や複合災害への備えが一層求められております。

4、多極化する世界経済・経済構造の変化では、ウクライナ情勢の長期化に伴う物価高や、歴史的な円安、世界経済の多極化など、先行きの不透明感が増す中、我が国はもとより、本県産業が国際社会において存在感を示すためには、世界の成長力を取り込んだ事業展開が重要となっております。

こうした中、5、誰一人取り残されない「デジタル社会」の実現及び6、直面する気候危機、「グリーン社会」の実現として、DX、GXの二つのXによる未来技術の実装が重要となっております。

また、資料の中央では、これら時代の潮流を踏まえ、2060年頃の徳島の将来像を設定するに当たり重要となる三つの方向性をお示しております。

上段のDXを実装した誰一人取り残されないデジタル社会の具現化と、下段のGXの実装による持続可能なグリーン社会の具現化に向けた取組を進めるとともに、中段にあります2025年大阪・関西万博を新たなマイルストーンに、そのレガシーを2030年のSDGs達成、2050年のカーボンニュートラルの実現といった世界が共有するマイルストーン達成に向けた取組につなげていくこととしており、2060年の将来ビジョンとしましては、資料の右側にありますとおり、未来が輝く「躍動とくしま」、未来へ紡ぐ「強靱とくしま」、未来を拓く「創造とくしま」の三つの柱を描いております。

次に、資料2を御覧ください。

資料左側が新たな長期ビジョンの骨子案でございます。

先ほどの三つの柱を踏まえ、一つ目の未来が輝く「躍動とくしま」では、妊娠、出産、子育ての希望がかなう社会が形成され、子供たちの笑顔が地域にあふれているをはじめ、五つの県民一人一人が躍動する将来を、二つ目の未来へ紡ぐ「強靱とくしま」では、感染症や自然災害などの危機に強い社会が形成されているをはじめ、五つのいかなる困難もしなやかに乗り越える強靱な将来を、三つ目の未来を拓く「創造とくしま」では、進取の気質に富む地域産業がイノベーションを創出し、世界で存在感を高めているをはじめ、五つの新たな価値や活力を創造する将来をそれぞれ展望しております。

また、資料右側には、新たな中期プランのイメージとしまして、長期ビジョンの将来像に対応する形で、結婚から出産、子育てに至る支援策等を位置付ける、未来・笑顔とくしま戦略をはじめ、六つの基本戦略とともに、それぞれ主な施策分野を記載しております。

次に、資料3を御覧ください。

こちらは、今回の新たな総合計画の策定に当たり、県民の皆様方から頂いた御意見等について、先ほどの長期ビジョンの柱と中期プランのイメージにより整理したもので、そのうち、主に将来像に関わる御意見につきましては、色付きで網掛けをしております。

今後、県議会の御論議や総合計画審議会の御意見を踏まえながら、更に検討を進め、12月を目途に長期ビジョン編については素案を、中期プラン編については柱建てを含め、より具体的にお示しできるよう取り組んでまいります。

御報告は以上です。よろしくお願ひいたします。

増富委員長

次に、関西広域連合議会議員の山西副委員長から、関西広域連合議会の活動状況について、報告を受けたいと思います。

【報告事項】

- 関西広域連合議会について

山西副委員長

それでは、前回の報告に引き続き、関西広域連合議会の活動について、その概要を報告いたします。

去る9月10日に大阪市において防災医療常任委員会が開催されました。

理事者から、広域医療の推進並びに広域職員研修の推進について説明がなされ、それぞれ委員からドクターヘリの夜間運航の実証フィールドとして関西広域連合の活用を提案するとのことであるが、この点についてもう少し説明してほしい、新型コロナウイルス感染者の全数把握の見直しに係る影響等について、これまで関西広域連合として、何か議論は行ってきたか、また、全数把握をやめた場合のメリット、デメリットについて教えてほしい、周産期医療の連携体制の充実について、本年2月に近畿ブロック周産期医療広域連携検討会を開催し、他府県での受入れの調整を行っているとのことであるが、今後どのように進めていくのかなどの質問がなされた次第であります。

報告は、以上であります。よろしく申し上げます。

増富委員長

関連して、理事者において、説明又は報告すべき事項があればこれを受けたいと思いません。

【報告事項】

- 関西広域連合委員会について（資料4）

村山政策創造部長

関西広域連合委員会に関しまして御報告させていただきます。

お手元の資料4を御覧ください。

前回の総務委員会における御報告の後、去る9月23日に第36回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議を兼ねて、第146回関西広域連合委員会が開催されました。そのうち主な協議内容について、御説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等についてでございます。

新型コロナウイルス感染症への関西広域連合各構成府県市の対応状況等について情報共有を行うとともに、関西の府県市民に対し、9月26日から全国一律で保健医療体制の重点化が開始されることから、一人一人が自覚を持って行動し、基本的な感染対策の徹底やワクチンの積極的な接種を呼び掛ける関西Withコロナの新たな段階への移行宣言の発出を決定しました。

3 ページを御覧ください。

第5期広域計画中間案についてでございます。

令和5年度から7年度までを計画期間といたしまして、広域連合が目指すべき関西の将来像や今後3年間の取組方針等を定める第5期広域計画の中間案について協議し、令和5年3月に開催が予定されている連合議会での議決に向け、計画を取りまとめていくことを確認いたしました。

関西広域連合委員会に関する御報告は、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

増富委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岡本委員

関西広域連合と新たな総合計画等々の説明を頂きました。

新たな総合計画の長期ビジョン編というところに、大阪・関西万博レガシーをと、そうしたらすごいんだけど、あらゆる事業を万博仕様へと書いてあります。万博の課長さんは忙しいなというふうに思っています。

事前委員会では補正予算についてお伺いいたしました。秋の阿波おどりと連動したバーチャルイベント等々を実施して交流の促進を図るということでした。本会議で我が会派の杉本議員が万博について質問して、知事から、バーチャルイベントに併せて徳島オリジナルのNFTを配布するという答弁がありました。杉本議員さんは席が僕の隣なんで、いつも本会議中によく話していると思われているんですが、非常によく話を聞いているんですが、正直な話、これはどんな意味なのか、本会議では余り詳しく言えないので、委員会でちゃんと分かりやすく説明してもらったほうがいいよというのが二人の意見です。本当にちょっと分かりにくいんです。我々もそうですけれど、県民に分かりやすく説明してください。

奈良万博推進課長

ただいま岡本委員から、代表質問の答弁の中にもございましたNFTとはどういうものなのか、分かりやすく説明をという御質問を頂きました。

NFTといいますのは、非代替性トークンといたしまして、ノンファンジブルトークンの頭文字を取ったものでございまして、意味は、複製ができない唯一無二の価値があるデジタル資産のことを指す言葉となっております。従来、デジタルデータは複製することが簡単にできまして、原本と同じものを多数作成することができておりますけれども、NFTの技術を活用いたしますと、例えばシリアルナンバーを付与したり、あるいはこのデータは世界に一つしかないというような鑑定書のような署名を付与することでオリジナルかどうか見分けられるということになりまして、デジタルデータの希少性が示され資産としてその価値が補償されるということになっております。

例示といたしまして、国内では絵画やイラストによるアート作品のほか、音楽作品、それからスポーツ選手のメモリアルシーンをまとめた動画、また書店でのデジタル付録のようなものが事例が生まれておりまして、今後、インターネット上やメタバースの空間内においてもこうしたデジタル資産の流通が更に加速していくと言われております。

この度、とくしまバーチャルパビリオンの中で実施するNFTの配布につきましては、秋の阿波おどりと併せましてバーチャルイベントの際にイベント告知キャンペーンに御協力いただいた方を対象といたしまして、例えばすだちくんを活用したNFTなど、徳島オリジナルデジタルアート作品を限定配布するといった形を現在考えているところでございます。大阪・関西万博は、やはり未来社会の実験場として最先端の技術に触れていただく

機会となっていることから、本県といたしましてもメタバース上に設置したバーチャルパビリオンや今回のNFTのような新たな技術を積極的に取り入れまして、多くの県民の皆様に未来社会を体験していただけるようしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

岡本委員

大体分かりました。近い将来、こういうデジタル資産が充実する社会が訪れるということなんですよね。是非、県内の皆さんに体験してもらいたいなと思います。

さっきのとおり、複製ができない唯一無二の価値があるデジタル資産ということなんです。さっきの答弁で、イベント告知キャンペーンに御協力を頂いた方にNFTを限定配布するという話なんです。キャンペーンの内容はこれから検討するんでしょうが、現時点でどういうイメージを考えているのか、どんなイメージなのかなというのをもうちょっと言ってくれたらいいかなと思います。

奈良万博推進課長

ただいま岡本委員から、キャンペーンで配布するということがどういうふうなイメージを持っているかというような御質問でございました。

秋の阿波おどりで実施するイベントにおいて一層多くの皆様に御参加いただけるよう、イベントの内容の検討はもとより告知の手法についても工夫を凝らして取り組んでまいりたいと考えております。

そこで、イベントの告知キャンペーンといたしまして、例えばバーチャルイベントの情報をTwitter、SNS等で発信していただいて、周囲の方に拡散するような投稿を行っていただいた場合や、バーチャルイベントに参加していただいて、例えばステージの写真や感想などをSNSで発信していただいた場合などを対象として、徳島オリジナルのNFTを限定配布するということにより、バーチャルイベントへの参加を促すとともに、SNSへの投稿を通じて、徳島の万博に向けた取組を一層幅広く発信いただけるのではないかと考えております。

徳島オリジナルのNFTにつきましては、徳島県のマスコットキャラクターのすだちくんなどをはじめ、徳島ならではのコンテンツを活用することを予定しておりまして、万博の開幕に先んじて徳島の魅力発信にもつながるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

岡本委員

大体分かりました。

前回の1970年の万博を思い起こしますと、こんなことをって、こんなんって思ったんだけど、将来はちゃんとそれがそのとおりになっているというか、余りびっくりしないようになっているんです。当たり前のことになっている。そういう未来の世界を示すのが万博なんかなと思っているんです。

長く生きていますと万博2回でしょう、オリンピックも2回、増富委員長が本会議で言っていたように、たまたまなんですけど、昭和39年、1965年が最初の東京オリンピックな

んですね。そのときに東京の高校に通うことになったんですが、正直その時は今の新宿の高層ビルとか何もなかったんです。ため池というか田園みたいな本当何もなかったんです。高速道路も新宿のところにぼんとあって、そこで途切れて、水泳の飛び込み台みたいになっていました。その新宿から富士山に向かって甲州街道というのがあるんですが、そこでマラソンが行われて、はだしで走ったアベベが優勝しました。僕は目の前で見たんです。びっくりしたんです、はだしで42.195キロ。その上にできたのが中央高速道路なんよね。

何が言いたいかといったら、あのときに東京は変わりました。正に見事に変わったんやけれど、今回のオリンピックのときはコロナがあったかも分からんけれど、あのときから見たら東京が変わったなというイメージが全然ないんです。

大阪万博は逆だと思っていて、僕は大学3年で東京にいたので、大阪万博というのは非常に影が薄いといったら言葉が悪いけれど、そうでもなかったんです。でも今は、次の万博に向けて、正にすごい夢が膨らんでいるわけよね。何が一番違うかという、さっきのとおりなんだけれど、前の万博は徳島県というのは見物人なんですよ。でも今回は主役なんよね。そこが全く違うのと、関西万博によって関西広域連合ががらっと変わるのではないかなと思っています。最初に言ったとおり、課長さんは忙しいけれど頑張ってもらいたいです。

午前中の委員会の11時15分ぐらいに、古川委員が来年度の当初予算の編成方針についてお聞きしたんです。

最初、余り重要なことを書いていないと言われて、財政課長が驚いたようにこう言ったんですよ。一番最初に言ったのが大阪万博ですと。ぼこんと出たんです。それが大事なんでもう一回言うよ。来年度の予算編成の中で重点項目がない、重点のことを余り言ってないというのが古川委員さんの質問なんよ。それに財政課長は正に大阪万博ですと答えたんです。これ以上言わんけれど、こう言うところからいっばい予算要求をしてよ。

山西副委員長からも報告あったんですけど、関西広域連合もその1点になっている。この間淡路の原健三郎の娘婿と話をしたんですが、徳島が大阪・関西万博の中でそういう地位を占めているというのはやっぱり言わんと分かってくれんのかな。そうか、よく分かりましたという感じで。もう一回言うけれど、しっかり頑張って、正にここで徳島をしっかり売り出す。最後にもう一回言いますが、来年度予算をちゃんと頂いてください。

北島委員

私からは、新たな総合計画、長期ビジョン骨子案と中期プランのイメージについてです。

先ほど部長から御報告を頂きました今回の骨子案イメージですが、現行の総合計画の長期ビジョンと比べてどのような違いがあるのか、まず教えていただけますでしょうか。

川人総合政策課長

ただいま北島委員から、今回お示しさせていただいております次期総合計画の長期ビジョン、骨子案等について現状の行動計画と比べてどのような点に違いがあるのかという御質問を頂いたところでございます。

今回考えております次期総合計画におきましても、構成といたしましては現行計画と同様に長期ビジョン、中期プラン、行動計画編という形の三層構造とすることとしております。長期ビジョンは2060年頃、中期プランはおおむね10年先の2030年頃をターゲットに設定するところがございます。

その一方で、現計画を策定いたしました4年前と比較しますと、やはり社会の変化が加速度を増す中で新型コロナウイルス感染症の世界的大流行といったものに直面をするなど、前提といたします時代の潮流そのものが大きく変化してきたところがございます。こうした点も踏まえまして、デジタル社会でありましたり、グリーン社会の具現化を図ること、また、2025年大阪・関西万博を新たなマイルストーンに、そのレガシーを2030年にありますSDGsの達成や、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組につなげるといった、三つの方向性を持ちつつ、県民の皆様方から頂きました御意見はもとより、県議会での御論議、審議会の御意見等も頂きながら、将来ビジョンの柱を描いているところがございます。

北島委員

本当コロナとか、そういう形で生活様式も考え方が非常に変化をした状況でありますし、時代の潮流といったものを踏まえた将来に向けたビジョンということですか。

事前委員会のときにもこの計画の策定に当たって、県民の方々をはじめ様々な方から2,600件を超える意見を頂いたと報告していただいたわけですが、今回そういった意見をこの長期ビジョンの骨子案の中にどのように反映されているのか。いろいろな変化の中で皆様の考え方、また未来の描き方等々変わってきていると思いますが、そういったところはどのようなふうに反映しているのか、教えていただけますでしょうか。

川人総合政策課長

ただいま北島委員から、今回お示しさせていただいております長期ビジョンの骨子案の中に県民の意見等がどのように反映されているのかという御質問を頂きました。

県民の皆様方が描きます徳島の将来に対する思いや夢を次期総合計画に反映させていくため、事前委員会の際にも御報告等をさせていただきましたとおり、パブリックコメント、各種のアンケート、対話集会「新未来セッションNEO」などを通じまして、大変多岐にわたって幅広い内容の御意見を多数頂いたところがございます。

これらの御意見につきまして、今回お示ししている長期ビジョンの骨子案等への反映といたしましては、頂いた御意見の趣旨や方向性といったものをできる限り踏まえ、2060年頃の目指すべき将来像の中に包含する形で反映させているところがございます。今後、長期ビジョンをより詳細に記述をしていく中で、より具体的な意見の反映を行ってまいりたいと考えているところがございます。

北島委員

皆様から頂いた意見の趣旨や方向性をできる限り踏まえ、その上で2060年頃の目指す将来像ということで生かしているという御答弁でした。

一つの考え方といたしまして、意見を頂きました、反映しましたというだけではなく

て、こういった貴重な意見やアイデアを出していただいた皆さんに対して、その方の思いがこの計画に反映されている、自分たちの意見がここに反映されたんだといった実感ができるような工夫が必要なのかなと。そういうことによって、そういった方々の更なる県政への関心というのが非常に高まってくる、参画していただけるといった形になるのかなと思います。そういった点で工夫をされているのかどういふふうにか考えられているのか、教えていただけますでしょうか。

川人総合政策課長

ただいま北島委員から、今回県民の方々からいただきました貴重な御意見やアイデアを出していただいた方々に対しまして、計画の中に反映をされたらと実感できるということに対して、どのように工夫していくのかという御質問を頂きました。

県民の皆様方の御意見、あるいは思いといったものが計画に反映されたらと実感できることで県政への関心が高まる、また参画にもつながるといふお考えにつきましては、委員おっしゃるとおり、正にそのとおりだと思っております。

この点につきましては、先般9月15日に開催いたしました本県の総合計画に関して調査検討を行います、徳島県総合計画審議会「未知への挑戦」推進部会におきましても、部長さんをはじめ、委員の方々から同様の御意見を頂いておるといふ状況でございます。

現行の総合計画の冊子の中におきましても、県民意見の聴取という形につきましても、参考資料という形でその概要について、大まかにではありますが掲載するとともに、内容の詳細につきましては県のホームページへのリンクアドレス、二次元バーコードといったものの掲載をしているところではあります。計画の冊子そのものを手に取った際に、自分たちが発した意見、また思いといったものが計画に生かされていると実感できるような、いわば県民意見の見える化につきましては、計画への掲載方法等の在り方をはじめ、今後より良い方法につきましても工夫を凝らしてまいりたい。このように考えておるところでございます。

北島委員

実際この冊子の中は、いわゆる長期ビジョン、中期プラン、そして行動計画編ということで非常に内容が詰まっておりますし、割と厚めの冊子で、その中に2,600件の御意見を網羅するというのはページ数の制約もあると思います。その中でもやはり自分たちの意見がここに反映されているんだと分かるような工夫、これから考えられるということですが、是非とも県民の皆様が自分たちが住んでいるふるさと徳島県を創っていくんだと。未来へ向かっていくんだという気運の醸成につながるようなものになりますよう、今後、策定作業を進めていただきたいと思いますとお願ひして終わります。

増富委員長

小休します。（13時33分）

増富委員長

再開します。（13時34分）

古川委員

まず、私も大阪万博の予算をしっかりと取っていただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

昨日も未来創生文化部関係の総務委員会でもお聞きしたのですけれども、人口ビジョンが2060年に55万人から60万人超の人口水準を確保するということでは言われていますけれども、出生率の上昇と転入転出者数の均衡を図るということです。例えば55万人を確保しようと思ったらいつまでにどれぐらいの水準まで持っていかなければいけないのか分かりませんでしょうか。

河原とくしまぐらし応援課長

古川委員より人口ビジョンについての御質問を頂きました。

人口ビジョンにつきましては、委員がおっしゃるとおり2060年に55万人から60万人超の人口確保を目標に掲げ取り組んでいるところでございます。

このシミュレーションにつきましては、国立の社会保障人口問題研究所、いわゆる社人研と呼んでおりますけれども、こちらの平成30年の推計をベースにしまして、合計特殊出生率を2025年に1.80、転入転出者の均衡については2030年に均衡を共通の設定条件といたしまして、2060年までの本県の将来人口を推計したものでございます。

2060年に55万人という人口を確保する場合のシミュレーションにつきましては、合計特殊出生率について、先ほど申しましたように2025年に1.80を達成し、2040年以降に人口置換水準、人口が増えもせず減りもしない一定となる出生の水準の合計特殊出生率2.07、こちらを2040年以降に達成をする。また転入、転出につきましては2030年に均衡をして、それ以降、2040年以降に年間1,000人の転入超過を達成した場合に、先ほどの55万人が確保できるというシミュレーションになっております。

古川委員

かなり厳しいですね。2025年にしたって、2040年はちょっと先ですが2.07ということは。もし今のままいくとどれぐらいになるんですか。

河原とくしまぐらし応援課長

現状のままでいくと、どのぐらいになるかという御質問だと思います。

平成30年に社人研のほうで出された推計によりますと、2060年には約42万6,000人という数字になっております。

古川委員

昨日も直近の出生率を教えてもらったんですけれども、ずっと1.4台で、前回1.5台にやっと乗って、今回も1.51という状況なので、2025年ということは3年後なのでかなり厳しい状況かなと、1.8というのはとてもじゃないけれど無理かなと思っています。

政策創造部としては、このあたりの状況はどういうふうに見ているんですか。

河原とくしまぐらし応援課長

出生率1.8ということで、現状につきましては委員がおっしゃられたように、1.55弱ぐらいが近年続いておりますので、非常に厳しい数値というのは私どもも認識しているところでございます。

古川委員

認識の先を聞いたかったんですけれど。認識してどういうアクションを起こそうとされているのかというのはまだないんですか。

河原とくしまぐらし応援課長

本県の人口ビジョンの達成に向けてというところで、出生率も1.8というのを目指すんですけれども、人口の増減要因につきましては、自然動態というのと社会動態という2点からなっております。自然動態につきましては出生者数と死亡する方の差ということになっております。

その出生者数を増やすためには、希望される方が子供を生んで育てやすい環境が必要になってまいりますので、そのために結婚から出産、子育て、あらゆるステージを応援する社会を構築する施策というのを関係部局において展開しているところでございます。

また、高齢者の方が、健康で活躍できる社会の実現に向けまして、フレイル対策やアクティブシニアの方々の活躍の場として保育助手、介護助手制度の推進を進めております。

また、一方の社会動態につきましては、転入者と転出者の差ということになりますので、転出につきましては若い世代、性別で申しますと女性の転出が多いというところ、また転出先といたしましては大阪圏が多いということで、令和2年度から始めております第2期の新たな総合戦略におきまして、現在、若者、女性、大阪圏というのをターゲットとした取組を庁内関係部局において進めているという状況でございます。

古川委員

まだ1.8は諦めていないということをお願いしたかったんですね。そうですか、分かりました。

あと、転出入の均衡のほうは今、どんな状況ですか。

河原とくしまぐらし応援課長

転入転出の状況ということで御質問を頂いております。

総務省のほうで統計で出しております住民基本台帳の人口移動報告、こちらは暦年になるんですけれども、令和3年は1,737人の転出超過という状況になっております。ただ、こちらのほうも令和2年につきましては2,392人ですので、約650人の改善は図られているというような状況になっております。

古川委員

均衡のほうは2030年までにやれば55万人ということなんですが、やっぱり出生率かなり厳しいと思います。ですからもう42万人というのはきついですし、55万人はかなり厳しい

かなと思います。なかなか難しい問題なので、できるだけ多く確保していくということで努力は続けていかないといけないと思います。転出入についても、やっぱり6月定例会でも言いましたけれど、やっぱり量も大事なんですけれど、量よりも質というか、県にとってこういう人材が欲しいというようなことをしっかり議論して、こういうところに集中的な投資をしていくという方向性も考えたらどうかなと思いますので、そのあたりの検討もよろしくお願いいたします。

増富委員長

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

質疑をどうぞ。

扶川議員

5分ちょっとしかないので、簡単にお尋ねします。

本会議の答弁で、特別交付税について、私の公文書公開請求に対して黒塗りにした理由は、意思決定の中立性が不当に損なわれるとか、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるというようなこと、これは公開請求に対して書かれていたものと同じですけれど、県情報公開条例の8条の3号、4号の引用にすぎません。一体どのように意思決定の中立性が損なわれるのか、この際具体的に説明していただきたい。あるいはどのように事業の適正な遂行に支障を及ぼすのか、説明していただきたいと思います。

賀原市町村課長

ただいま扶川議員より、特別交付税に係る情報公開についての御質問を頂きました。

先日も、一般質問の際にも村山部長がお答えさせていただきましたけれども、御質問の情報公開請求につきましては、徳島県情報公開条例に基づき、それぞれの公文書の内容に鑑み、市町村課において公文書公開、公文書部分公開を決定したものでございます。

具体的に、部分公開とした理由を申し上げますと、当該公文書が条例第8条第3号で規定する、県及び市町村の相互間における検討に関する情報であって、公にすることにより意思決定の中立性等が不当に損なわれるおそれがあるもの及び条例第8条第4号で規定する、地方公共団体が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当すると判断したものでございます。

特別交付税は地方交付税法におきまして、地方交付税額の6パーセントに相当する額とされ、その総額が限られる中、ある都道府県で災害が頻発したり、大雪に伴い、除排雪に要する経費が増加した場合、本県の算定額が厳しい状況になることが考えられます。このため、同じ団体において、前年度と同額の特別の財政需要が生じたとしても、当該年度の特別交付税の算定において、必ずしも前年度と同額を算定できるとは限りません。

また、県内におきましても、例えば昨年のように、県南で線状降水帯による豪雨が発生

した場合は、他の地域の団体の算定額が減少するなど、各団体間における災害の規模や頻度が異なるため、特別の財政需要の額や内容は変化いたします。

こうした特別交付税の役割や特性を踏まえ、部分公開とさせていただいた箇所につきましては、算定に際し、各団体から提供いただいた内部情報であり、対外的に公にしていな情報情報が推認される状況になりますことから、公表した場合には中立性が損なわれたり、事業の適正な遂行に支障があるものと判断させていただいたということでございます。御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

扶川議員

ほとんど同じです。

内部情報公開で推認が生じるというふうなところだけちょっと付け加えましたが、説明になっていないです。

本会議でも言いましたけれど国に聞きました。国は担当する市が項目ごとに内容を問うてきたらちゃんと説明するというんです。県に対してもそういう数字を出してはならないとか、説明してはならないなんてことは言っていないというんです。市に対して国が説明しようとしているのに、町村を所管する県はしないなんておかしいです。

時間がないので一つお尋ねしますけれど、県情報公開条例の解釈運用基準では、実施機関は公開しないことに合理的理由のある情報を非公開情報としてできる限り明確に定め、この非公開情報に該当しない限り公開しなければならないということが定められているんです。公開が原則で、非公開はちゃんと具体的に定めるべきだと。この非公開情報というものを市町村課は定めていますか。

賀原市町村課長

非公開情報につきましては、徳島県情報公開条例の第8条各号で規定する非公開情報と思われま。

第1号が、個人に関する情報であって識別されるもの、又は個人の権利利益が侵害されるおそれがあるもの、第2号が、法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの。第3号は、審議、検討又は協議に関する情報であって、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民の間に混乱を生じさせるおそれ、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるもの。第4号、事務または事業に関する情報であって、事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの。第5号、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるもの。第6号が、非公開を条件に任意に提供されたもの。第7号が、法令等又は国の機関の指示等により公開できないとされているものでございます。

増富委員長

もう終わりです。最後一言でまとめてください。

扶川議員

今のは県の情報公開条例を読み上げただけです。要は決めていないんです。だからさ

きの公文書管理条例のときにも議論しましたが、担当課任せじゃ駄目なんです。この情報公開については、不服申立制度がありますから、不服申立てができるんですけど、結果が出るのに1年も2年も掛かります。今250件ほどたまっているそうです。結局、事実上権利が保証されていないんです。これでは駄目ですので、今後また引き続き、議論せざるを得ないと思います。

増富委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

政策創造部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、政策創造部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第2号

以上で、政策創造部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の後期の県内視察についてでございますが、12月20日に県西部において地域活性化やユニバーサル社会の実現に向けた取組に関する調査のため、関係施設を視察したいと考えておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（13時52分）